

ID: 99

担当部署: こどもみらい課

処分の概要	助成金の返還		
例規名 根拠条項	高根沢町妊産婦医療費の助成に関する条例 第6条		
例規番号	昭和48年条例第7号		
【基準】 第6条の規定による。 (助成金の返還) 第6条 町長は、偽りその他不正な行為により、第4条に定める助成を受けた者があるときは、その者から当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。			
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日